

6 子家第 80 号
令和 6 年 11 月 27 日

東御市子育て支援審議会
会長 小池 道子 様

東御市長 花岡 利夫

第 1 期東御市こども計画の策定について（諮問）

東御市子育て支援審議会条例第 2 条の規定により、次のとおり諮問します。

記

（諮問事項）

第 1 期東御市こども計画の策定について

（諮問理由）

これまで東御市の子育ち・子育て支援施策は、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする子ども・子育て支援法に基づく「第 2 期東御市子ども・子育て支援事業計画」により推進してきました。

この間、国では、こどものあらゆる権利を守り、こどもをめぐる相互に関連する諸問題を抜本的に解決し、こどもに関する施策を幅広く整合性をもって検討、推進するため、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行されました。

地域全体で子育ちと子育てを支える環境を整え、こども一人ひとりが尊重され、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるまちを実現するため、「こども基本法」が掲げる理念を鑑み、かつ、これまで推進してきた子育ち・子育て支援施策をさらに充実・深化させた東御市のこども施策を統括する「第 1 期東御市こども計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。